

競争参加資格確認申請書を提出するにあたって

近年よくある事例を下記に提示しますので、作成・提出にあたってご確認をお願いします。

✕ 一般競争参加資格の**認定等級が異なっている**

✕ 建設業法に基づく**許可証の写しが添付されていない**

✕ **施工実績（企業）／施工経験（技術者）が認められない**

! これらの内容は、入札説明書に記載されています。ここに記載の無い事項についても、入札説明書を熟読したうえで、申請書の作成をお願いします。

- ▶ **工事成績相互利用対象工事の場合は、工事成績評定通知書等の写しが必要です。**
（工事成績相互利用対象工事として国土交通省HPに掲載されている工事の場合は不要(R8.4.1以降公告案件に限る。))
- ▶ **要件となっている工事内容がコリンズで確認できない場合は、確認できる図面等の添付が必要です。**
例) 暖冷房衛生設備で冷温水配管についてコリンズに記載が無い場合、冷温水配管の図面を添付
（冷温水配管の工事が同種工事の要件となっている場合）
- ▶ **工事の契約工期に対して技術者の従事期間が短い場合、最終の実施工程表等の添付が必要です。**
（同種工事の工事種目・工事内容の施工期間に従事していることが確認できる資料が必要。）
- ▶ **特に、民間工事を実績として記載する場合、下記の確認ができない場合がよくあります。**
 - ・ 完成及び引渡済みであること
契約書のみでは確認できません。**完成通知書や引渡書等の添付が必要**です。
 - ・ 技術者の従事役職や従事期間
現場代理人通知書、実施工程表、施工体制台帳など、**配置予定技術者が従事した役職の記載のある書類の添付が必要**です。

近年よくある**加点できない**事例（施工能力評価型）

▷ 「有用な新技術の活用」で評価対象外の技術が記載されている。

・・・評価対象はNETIS登録技術のうち、**推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術**のみです。

NETISで「有用な新技術」に該当するかをご確認ください。

工事費内訳書を提出するにあたって（入札時）

記載内容が追加されており、記載が無いと**入札無効**となります。次頁からの注意事項を熟読してください。

！！工事費内訳書の記載忘れに注意！！

工事費内訳書に明記する記載項目が追加されています。

現場管理費		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等		1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計				〇〇〇,〇〇〇	
工事価格				〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

(直接工事費のうち、材料費	円)
(直接工事費のうち、労務費	円)
(工事原価のうち、法定福利費	円)
(工事原価のうち、安全衛生経費	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	円)

工事費内訳書様式（Excel形式）及び入札説明書別表2-1の記載例に基づき、**労務費等を忘れずに記載**ください。

記載が漏れていると**入札が無効**となります。

金額の記載が困難な場合は、次頁をご覧ください。

金額の記載が困難な場合

- ▶ すべてを計上できない場合、
「算出不能」、**「計上不可」**等、その旨がわかるように記載すること。
- ▶ 一部のみ計上できない場合、
計上可能な分のみを記載し、**「一部のみ計上」**等記載すること。

この取扱いが認められるのは、「法定福利費」以外の4項目に限ります。
また、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により、算出が困難な場合に限ります

<< 記載例 >>

(直接工事費のうち、材料費	***** (一部のみ計上)	円)
(直接工事費のうち、労務費	算出不能	円)
(工事原価のうち、法定福利費	*****	円)
(工事原価のうち、安全衛生経費	*****	円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	*****	円)

法定福利費
は
記載が必要
です！！

- 材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に係る掛金について、
全て計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように、
また、一部のみ計上できない場合は、計上可能な分のみ記載ください。

詳細は次頁をご覧ください。

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について 国土交通省

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 ****** (一部のみ計上)** 円)
 (直接工事費のうち、労務費 **算出不能** 円)
 (現場管理費のうち、法定福利費 ******** 円)
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 ******** 円)
 (工事原価のうち、安全衛生経費 ******** 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
 ○ すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他注意事項

- ▶本工事の入札にあたって、現地施設の写真撮影会、現地調査、一般公開等は一切行っておりません。

入札説明書、図面などの交付する資料をもとに、資料等の提出及び入札を行って下さい。

- ▶また、直接、現地官署等に対して、現地施設の写真撮影会、現地調査、一般公開等の要望、依頼は一切行わないでください。